

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年2月12日

【事業年度】 第68期(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

【会社名】 株式会社ナ・デックス

【英訳名】 NADEX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 田 寿 之

【本店の所在の場所】 名古屋市中区古渡町9番27号

【電話番号】 (052)323 - 2211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 進 藤 大 資

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区古渡町9番27号

【電話番号】 (052)323 - 2211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 進 藤 大 資

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年7月25日に提出いたしました第68期(自平成29年5月1日至平成30年4月30日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況 役員の報酬等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

役員の報酬等

(訂正前)

(省略)

八．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬は、内規に基づく基本報酬と、短期業績に連動する賞与および中期業績に連動する譲渡制限付株式報酬により構成されており、基本報酬は役位に基づく固定報酬であり、賞与は前期の当期純利益を勘案して算出した金額を総額としており、譲渡制限付株式報酬は長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成29年7月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

各役員の報酬等の額は、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

なお、当社は株主総会において、取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額1億5千万円(平成18年7月25日改定)、監査役報酬限度額は年額2千万円(平成3年7月23日改定)、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は年額3千円(平成29年7月25日)と決議しております。

(訂正後)

(省略)

八．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬は、内規に基づく基本報酬と、短期業績に連動する賞与および中期業績に連動する譲渡制限付株式報酬により構成されており、基本報酬は役位に基づく固定報酬であり、賞与は前期の当期純利益を勘案して算出した金額を総額としており、譲渡制限付株式報酬は長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成29年7月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

各役員の報酬等の額は、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

なお、当社は株主総会において、取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額1億5千万円(平成18年7月25日改定)、監査役報酬限度額は年額2千万円(平成3年7月23日改定)、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は年額3千万円(平成29年7月25日)と決議しております。